

(忠実義務)

9. 京都地裁 平成7年4月28日判決

(一部認容：賠償額 2,552,149 円、京都地裁平成3年(ワ)2369号、平成4年(ワ)1723号、平成4年(ワ)2895号) TAINSコードZ999-0008

控訴審 大阪高裁 平成8年11月29日判決(一部棄却：賠償額 970,145 円、大阪高裁平成7年(ネ)1535号、平成7年(ネ)2176号)

TAINSコードZ999-0012

既に買換え特例の適用を受けている譲渡資産について、過年度の申告書類等の閲覧の調査を怠り買換え特例の適用が可能との教示を行い、委任者がこれにより資産を譲渡し、これによる譲渡資産の取得費違算に起因する損害賠償が認められた。しかし、高裁では、過年度の申告書類等の閲覧・調査までは必要ないとの逆転の判決を出した事例

《事実の概要》

昭和59年分以降の所得税確定申告事務等を行った税理士がその中で、昭和59年において既に居住用の買換え特例の適用を受けた自宅土地建物を平成元年に売却したところ、平成元年分の譲渡所得金額の計算上控除される金額に実際の取得価額を用いるという誤りをした。また、昭和62年分の譲渡物件の中に、既に昭和56年分譲渡所得申告において買換えの特例が適用され取得価額が圧縮された建物が含まれていて、当事者間で十分な情報のやりとりが不足し、譲渡所得金額の計算上控除される金額に実際の取得価額を用いるという誤りをした(これらの年分の譲渡所得申告は、税務署の指摘により修正申告した。)

適切な教示がなかったことにより過大な納税義務が生じたとして、指導、助言義務違反等の債務不履行による損害賠償を求める訴訟を提起した。

《原審判決の要旨》

税理士は、依頼者からの事情聴取で生じた疑問点については、課税庁に出向いて過年度の申告書類の閲覧を求めるか、少なくとも疑問点を特定して質問し回答を求めなければならないとして、税理士の善管注意義務違反が認められるとした。

《控訴審判決の要旨》

京都地裁判決での判決を覆し、「税理士の注意義務について過年度の申告書閲覧義務はない」という正反対の判決を出した。

なお、もう1つの買換え特例の付け替え計算を失念し申告したことによる修正申告に係る過少申告加算税及び延滞税のみが相当因果関係にある損害(97万円余)とした(昭和59年において既に居住用の買換え特例の適用を受けた申告は、昭和59年以降の所得税確定申告事務等を行った当該税理士事務所が担当していた。)

(注) この裁判を機に過去の申告書の閲覧を認めることとなった。